

第9章

税金・社会保険

⑨－１【税務に関する法律相談心得一般】

Q 災害による税金関係の法律相談を受けました。相談担当の弁護士として、どのような点に注意すべきでしょうか。

A

弁護士は、税務に関する専門家ではありませんから、税務相談に関して確定的な判断や意見の提供は基本的に避けるべきで、これを誤ると損害賠償請求を受けたり懲戒事由になったりすることがありうることに注意すべきです。しかし、あまりにもこれを意識しては、相談者にとって意味がありません。税務に関する相談を受けたら、まず、残念ながら弁護士といえども税務の専門家ではないこと、最終的には税理士あるいは管轄の当局（税務署・県税事務所など）に確認すべきことを伝えるべきでしょう。そして、その上で、相談者の立場に立って、どのような点が問題になるのかということや、誰に何を相談・確認するのがよいのかということなどを共に検討して、問題の解決の道標を示すことが肝要です。要するに、共に悩み、共に考える姿勢を示すことが大切でしょう。

災害に関連する特例等については、各機関のウェブサイトに詳細な情報が掲載されていることが多いのですが、そのような情報を読み込むことに慣れていない相談者も少なくありません。確定的な判断や意見の提供は避けつつも、そのような情報を確認しながら、特例等の要件について説明をしたり、その適用の可能性について検討をしたりすることも、相談者にとって有用であると思います。

⑨－２以降に記載のとおり、既存の法令にも災害に関連する特例等は多数ありますが、大きな災害が起きた場合、その災害を対象とした特例等が新たに制定されることが少なくありません。災害に関連する特例等を紹介する場合には、そのような新たに特例等が制定されている可能性についても留意すべきこととなります。

税金には、国税庁（＝税務署）が管轄する「国税」（所得税・法人税・相続税

⑨ー2 【自宅等に被害を受けた場合の所得税の減免】

贈与税・消費税等）と都道府県ないし市区町村が管轄する「地方税」（個人法人の住民税・固定資産税・自動車税・軽自動車税・都市計画税等）があります。そのため、問題となる税金の税目によって相談・確認をすべき機関が異なってくることに留意が必要となります。

⑨ー2 【自宅等に被害を受けた場合の所得税の減免】

Q 災害により個人の自宅等に被害を受けた場合に所得税が軽減又は免除されることはありますか。

A

1 災害減免法による所得税の減免

災害により個人の自宅等に被害を受けた場合、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（災害減免法）による所得税の軽減免除を受けることができる可能性があります。

災害減免法による所得税の軽減免除とは、災害により自己又は一定の親族が所有する住宅又は家財に甚大な被害を受け、かつ、災害にあった年の合計所得額が1000万円以下である者に対して、その年の所得税の額を、次の区分に従って軽減又は免除する制度です（災害減免法2条）。

合計所得額 500 万円以下	当該所得税の額全部
合計所得額 750 万円以下	当該所得税の額の 10 分の 5
合計所得額が 750 万円を超えるとき	当該所得税の額の 10 分の 2.5

なお、「甚大な被害」というのは、住宅又は家財に生じた損害金額がその住宅又は家財の時価の2分の1以上である被害をいいます（災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令（災害減免法施行令）1

条)。

また、この所得税の軽減免除の適用を受けるためには、確定申告書にその適用を受ける旨、被害の状況及び損害金額を記載して、所轄の税務署長に提出することが必要となります（災害減免法施行令2条）。

2 災害減免法による税額の還付

給与所得者や公的年金等の受給者が、災害により自己又は一定の親族が所有する住宅又は家財に甚大な被害を受け、かつ、災害にあった年の合計所得金額の見積金額が1000万円以下である場合には、被害の状況及び損害金額等を記載した申請書を、給与又は公的年金等の支払者を經由して所轄の税務署長に提出することにより、源泉徴収の猶予や徴収された税額の還付を受けることもできます（災害減免法3条、災害減免法施行令4条1項）。

ただし、この徴収の猶予等の適用を受けた場合にはその年の所得税について確定申告をすることが必要となります（災害減免法3条2項）。また、この徴収の猶予等の適用を受けても、所得税が軽減又は免除される訳ではなく、上記1の所得税の軽減免除の適用を受けないと、徴収の猶予等を受けた分だけ申告所得税として所得税を納付することが必要となりますので、注意が必要です。

3 雑損控除

災害により個人の自宅等に被害を受けた場合には、雑損控除の適用を受けることもできます。雑損控除とは、災害又は盗難もしくは横領により、自ら又は生計を一にする一定の親族が所有する資産（棚卸資産、事業用固定資産等の「被災事業用資産」や貴金属、書画、骨とう等の「生活に通常必要でない資産」を除きます）に損失が生じた場合、次の①と②のうちいずれか多い金額を所得から控除することができる制度です（所得税法72条1項、所得税法施行令205条）。

- ①（損害金額＋災害関連支出の金額－保険金等の額）－総所得金額の10%
- ②（災害関連支出の金額－保険金等の額）－5万円

なお、「災害関連支出」というのは、災害により滅失した住宅、家財などを取壊し又は除去するための支出等をいいます（所得税法施行令206条1項、2

⑨－３【事業用資産に被害を受けた場合の所得税の減免】

項)。

４ 雑損失の繰越控除

上記３の①と②のうちいずれか多い金額が、その年の所得金額から控除しきれない場合には、その損失が生じた年の翌年から３年以内の所得から控除することができます（所得税法２条１項２６号、７１条１項）。これを、雑損失の繰越控除といいます。

ただし、この雑損失の繰越控除の適用を受けるためには、損失が生じた年から連続して確定申告書を提出していることが必要となります。

５ 災害減免法による減免と雑損控除の関係

災害減免法による所得税の軽減免除と所得税法による雑損控除は、いずれか一方しか適用を受けることができません（災害減免法２条本文括弧書参照）。そのため、いずれの制度も適用を受けることができる場合には、具体的な所得金額や損害金額等に基づいて、いずれを適用した方が有利となるのかを検討することが必要となります。

⑨－３【事業用資産に被害を受けた場合の所得税の減免】

Ｑ 災害により個人の事業用資産に被害を受けた場合に所得税が軽減又は免除されることはありますか。

Ａ

１ 事業用資産に生じた損失の必要経費算入

災害により事業用資産に被害を受けても災害減免法により所得税の軽減免除の適用を受けることはできません。また、災害により棚卸資産や事業用固定資

産等に生じた損失は、雑損控除の対象にもなりません。

しかし、棚卸資産に損失が生じた場合には、期末棚卸資産の価額が減少することによって必要経費に算入される売上原価が増加することになりますし、事業用固定資産等に生じた損失については、明文で必要経費に算入することが認められています（所得税法 51 条）ので、災害により棚卸資産や事業用固定資産等に被害を受けた場合、それにより生じた損失を必要経費に算入することができます。

2 純損失の繰越控除

災害により棚卸資産や事業用固定資産等に損失が生じ、その損失を必要経費に算入したことによって純損失が生じた場合には、青色申告をしていない場合であっても、その純損失の金額をその翌年から 3 年以内の所得から控除することが認められています（所得税法 70 条 2 項）。

3 災害損失特別勘定への繰入れ

災害により棚卸資産、固定資産等に被害を受けた場合において、災害のあった日から 1 年を経過する日までに支出すると見込まれる修繕費用等を見積もり、災害のあった年において災害損失特別勘定を繰り入れた場合、その繰り入れた金額を必要経費に算入することも認められています（所得税基本通達 36・37 共-7 の 5 及び 36・37 共-7 の 6）。

⑨－４【個人の住民税の減免】

⑨－４【個人の住民税の減免】

Q 災害により被害を受けた場合に個人の住民税（市町村民税・都道府県民税）が軽減又は免除されることはありますか。

A

1 条例による住民税の減免

災害により個人が被害を受けた場合には、災害のあった年度分の住民税（市町村民税及び道府県民税）のうち災害があった日以後に納期が到来するものについて軽減又は免除される可能性があります。

地方税法では、市町村長が、天災その他特別の事情がある場合において個人の市町村民税の減免を必要とする認める者について、市町村の条例の定めるところにより、市町村民税を減免することができることとされており（地方税法323条）、市町村長が個人の市町村民税を減免した場合には、その納税者に係る個人の道府県民税も市町村民税と同じ割合で減免されたものとするものとされています（同法45条）。

そのため、具体的な減免の基準や手続等については、各市町村の条例によることになりますが、「災害被害者に対する地方税の減免措置等について」（平成12年4月1日自治税企第12号自治事務次官通知）では、「条例を定める場合には、被害者が納付すべき当該年度分の税額のうち災害を受けた日以後に納期の末日の到来するものについて、次の基準により減免の措置を講ずることとする。」として、次のような基準が示されていることから、同様の基準で減免をすることとされていることが多いようです。詳しくは、各市町村のウェブサイト等を確認するか、各市町村の担当部署に問い合わせてください。

- ① 災害により次の事由に該当することとなった者に対しては、次の区分により軽減し、又は免除する。

事由	軽減又は免除の割合
死亡した場合	全部
生活保護法の規定による生活扶助を受けることとなった者	全部
障害者となった場合	10 分の 9

- ② その者（同一生計配偶者及び扶養親族を含む）の所有に係る住宅又は家財につき災害により受けた損害の金額（保険金、損害賠償金等により補てんされるべき金額を除く）がその住宅又は家財の価格の 10 分の 3 以上であるもので、前年中の合計所得金額が 1000 万円以下であるものに対しては、次の区分により軽減し、又は免除する。

損害程度 軽減又は免除の割合		
	10 分の 3 以上 10 分の 5 未満のとき	10 分の 5 以上のとき
合計所得金額		
500 万円以下であるとき	2 分の 1	全部
750 万円以下であるとき	4 分の 1	2 分の 1
750 万円を超えるとき	8 分の 1	4 分の 1

2 雑損控除・雑損失の繰越控除

災害により個人が自宅等に被害を受けた場合には、個人の住民税との関係でも、所得税の場合と同様に、雑損控除及び雑損失の繰越控除をすることが認められています。

なお、災害のあった年度分の住民税について上記 1 の減免を受けた場合でも、翌年度分の住民税について雑損控除を受けることは妨げられません。

⑨ー5 【個人の事業税の減免】

⑨ー5 【個人の事業税の減免】

Q 災害により被害を受けた場合に個人の事業税が軽減又は免除されることはありますか。

A

1 条例による事業税の減免

災害により被害を受けた場合には、災害のあった年度分の個人の事業税のうち災害があった日以後に納期が到来するものについて軽減又は免除される可能性があります。

地方税法では、道府県知事が、天災その他特別の事情がある場合において個人の行う事業に対する事業税の減免を必要とすると認める者について、各道府県の条例の定めるところにより、個人の事業税を減免することができることとされています（地方税法72条の62）。

そのため、個人の事業税の具体的な減免の基準や手続等については、各都道府県の条例によることになりますが、「災害被害者に対する地方税の減免措置等について」（平成12年4月1日自治税企第12号自治事務次官通知）では、「条例を定める場合には、被害者が納付すべき当該年度分の税額のうち災害を受けた日以後に納期の末日の到来するものについて、次の基準により減免の措置を講ずることとする。」として、次のような基準が示されていることから、同様の基準で減免をすることとされていることが多いようです。詳しくは、各都道府県のウェブサイト等を確認するか、各都道府県の担当部署に問い合わせてください。

- ① その者の所有に係る事業用資産につき災害により受けた損害の金額（保険金、損害賠償金等により補てんされるべき金額を除く）がその資産の価額の2分の1以上である者で、前年中の「事業の所得」が1000万円以下であるものに対しては、次の区分により軽減し、又は免除する。

事業の所得	軽減又は免除の割合
500 万円以下であるとき	全部
750 万円以下であるとき	2 分の 1
750 万円を超えるとき	4 分の 1

- ② その者（同一生計配偶者又は扶養親族を含む）の所有に係る住宅又は家財について災害により受けた損害の金額（保険金、損害賠償金等により補えられるべき金額を除く）が甚大である者で、合計所得金額が 500 万円以下である者に対しても、軽減することができる。

2 事業用資産に生じた損失の必要経費算入

個人の事業税の課税標準である「事業の所得」は、原則として、所得税法の事業所得及び不動産所得の計算の例によって算定することとされています（地方税法 72 条の 49 の 12 第 1 項）ので、災害により棚卸資産や事業用固定資産等に生じた損失を必要経費に算入することや、災害のあった日から 1 年を経過する日までに支出すると見込まれる修繕費用等の見積額を必要経費に算入することもできることになります。

また、所得税法の場合と同様に、災害により棚卸資産や事業用固定資産等に損失が生じたことによって純損失が生じた場合には、青色申告をしていない場合であっても、その純損失の金額をその翌年から 3 年以内の所得から控除することが認められています（地方税法 72 条の 49 の 12 第 7 項）。

⑨－6 【事業所税の減免】

⑨－6 【事業所税の減免】

Q 災害により事業所が被害を受けた場合に事業所税が軽減又は免除されることはありますか。

A

災害により事業所が甚大な被害を受けた場合や事業を休止することになった場合には、その事業所において行う事業に係る事業所税の減免を受けることができる可能性があります。

地方税法では、指定都市等の長は、天災その他特別の事情がある場合において事業所税の減免を必要とすると認める者について、その指定都市等の条例の定めるところにより、事業所税を減免することができることとされています（地方税法 701 条の 57）。

そのため、事業所税の具体的な減免の基準や手続等については、指定都市等の条例等の定めによることになりますが、災害により事業所に甚大な被害を受けた場合や、災害により事業所において行っていた事業を休止することになった場合において、事業所税を減免することとしていることが多いようです。詳しくは、指定都市等のウェブサイトを確認するか、指定都市等の担当部署に問い合わせてください。

⑨－7 【法人税の減免】

Q 災害で法人が被害を受けた場合に法人税が軽減又は免除されることはありますか。

A

1 災害により損傷を受けた資産の評価損の損金算入

災害により法人の所有する資産が被害を受けた場合には、その資産の評価損失を損金の額に算入することができる可能性があります。

法人税法では、原則として、資産の評価損を損金の額に算入することは認められていない（法人税法 33 条 1 項）のですが、災害により棚卸資産、固定資産又は繰延資産が著しい損傷を受けた場合には、損金経理をすることによって、その資産の評価損を損金の額に算入することが認められています（同条 2 項、法人税法施行令 68 条 1 項）。

2 災害損失特別勘定への繰入れ

災害により棚卸資産、固定資産等に被害を受けた場合には、災害のあった日から 1 年以内に支出すると見込まれるその資産の修繕費用等の見積額を、損金経理により災害損失特別勘定に繰り入れることによって、損金の額に算入することも認められています（法人税基本通達 12-2-6、12-2-7）。

3 災害損失欠損金の繰越べ・繰戻し

青色申告をしていない事業年度に生じた欠損金は、原則として、翌事業年度以降に繰越すことはできないのですが、棚卸資産、固定資産又は繰延資産について災害により生じた損失に係る欠損金（以下、「災害損失欠損金」といいます）については、青色申告をしていない事業年度に生じたものであっても、その事業年度から 10 年間にわたって繰り越すことが認められています（法人税法 58

⑨－８【相続税・贈与税の減免】

条 1 項、法人税法施行令 115 条、116 条)。

また、災害損失欠損金がある場合には、その事業年度等の開始の日前 1 年（青色申告をしている場合には 2 年）以内に開始した事業年度の法人税額のうち災害損失欠損金に対応する部分について、還付を請求することもできるとされています（法人税法 80 条 1 項、5 項、法人税法施行令 156 条 2 項、3 項、4 項）。

⑨－８【相続税・贈与税の減免】

Q 災害により相続等で取得した財産に被害を受けた場合に、相続税や贈与税が軽減又は免除されることはありますか。

A

1 災害減免法による課税価格の計算の特例

法定申告期限前に生じた災害により相続等で取得した財産に甚大な被害を受けた場合には、その財産の価額から被害を受けた部分の価額を控除して課税価格を計算することが認められています（災害減免法 6 条）。

他方で、法定申告期限後に生じた災害により相続等により取得した財産に甚大な被害を受けた場合には、災害のあった日以後に納付すべき相続税又は贈与税のうち、被害を受けた部分に対応する部分が免除されることとされています（災害減免法 4 条、災害減免法施行令 11 条 1 項）。

なお、「甚大な被害」というのは、①相続税又は贈与税の課税価格の計算の基礎となるべき財産の価額のうちに被害を受けた部分の価額の占める割合が 10 分の 1 以上である場合か、②相続税の課税価格の計算の基礎となった動産（金銭及び有価証券を除きます）、不動産（土地及び土地上に存する権利を除きます）及び立木（以下、「動産等」といいます）の価額のうちに、その動産等について

被害を受けた部分の価額の占める割合が10分の1以上である場合をいいます（災害減免法施行令11条1項、12条1項、2項）。

また、災害減免法6条の規定の適用を受けようとする場合には、相続税又は贈与税の申告書に、適用を受けようとする旨と被害の状況及び被害を受けた部分の価額を記載しなければならず（災害減免法施行令12条3項）、同法4条の適用を受けようとする場合には、適用を受けようとする旨と被害の状況及び被害を受けた部分の価額を記載した申請書を、災害のやんだ日から2ヵ月以内に、所轄の税務署長に提出しなければなりません（災害減免法施行令11条2項）。

2 特定非常災害特別措置法による課税価格の計算の特例

災害が特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（特定非常災害特別措置法）2条1項の規定により特定非常災害として指定された非常災害（以下、「特定非常災害」といいます）である場合、その災害の発生日前に相続等により取得した次の財産で、その災害の発生日において所有していたものについては、その取得時の時価によらず、その災害の発生直後の価額により課税価格を計算することが認められています（租税特別措置法69条の6第1項）。

- ① 特定非常災害により被災者生活再建支援法3条1項の規定の適用を受け
る地域又は特定非常災害により相当な損害を受けた地域として指定する地
域（以下、「特定地域」といいます）内にある土地又は土地上に存する権利
- ② 特定地域内にあった動産（金銭及び有価証券を除きます）、不動産、不動
産の上に存する権利及び立木の価額の合計額が保有資産の10分の3以上
である法人の株式等（上場株式等を除きます）

⑨－9 【固定資産税等の減免】

⑨－9 【固定資産税等の減免】

Q 災害により所有する固定資産に被害を受けた場合、固定資産税や都市計画税が軽減又は免除されることはありますか。

A

1 被災資産に係る固定資産税等の減免

災害により所有する固定資産に被害を受けた場合には、災害のあった年度分の固定資産税及び都市計画税のうち災害があった日以後に納期が到来するものについて軽減又は免除される可能性があります。

地方税法では、市町村長が、天災その他特別の事情がある場合において固定資産税の減免を必要とすると認める者について、各市町村の条例の定めるところにより、固定資産税を減免することができることとされており（地方税法367条）、市町村長が固定資産税を減免したときは、その納税者に係る都市計画税についても、固定資産税と同じ割合によって減免されたものとする다고されています（同法702条の8第7項）。

そのため、固定資産税及び都市計画税の具体的な減免の基準や手続等については、各市町村の条例によることになりますが、「災害被害者に対する地方税の減免措置等について」（平成12年4月1日自治税企第12号自治事務次官通知）では、「条例を定める場合には、被害者が納付すべき当該年度分の税額のうち災害を受けた日以後に納期の末日の到来するものについて、次の基準により減免の措置を講ずることとする。」として、次のような基準が示されていることから、同様の基準で減免をすることとされていることが多いようです。詳しくは、各市町村のウェブサイト等を確認するか、各市町村の担当部署に問い合わせください。

- ① その者の所有に係る固定資産につき災害により損害を受けた者に対しては、次の区分により軽減し、または免除する。

(ア) 農地又は宅地

損害の程度	軽減又は免除の割合
被害面積が当該土地の面積の10分の8以上であるとき	全部
被害面積が当該土地の面積の10分の6以上10分の8未満であるとき	10分の8
被害面積が当該土地の面積の10分の4以上10分の6未満であるとき	10分の6
被害面積が当該土地の面積の10分の2以上10分の4未満であるとき	10分の4

(イ) 家屋

損害の程度	軽減又は免除の割合
全壊、流失、埋没等により家屋の原形をとどめないとき又は復旧不能のとき	全部
主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で、当該家屋の価格の10分の6以上の価値を減じたとき	10分の8
屋根、内装、外壁、建具等に損傷を受け、居住又は使用目的を著しく損じた場合で、当該家屋の価格の10分の4以上10分の6未満の価値を減じたとき	10分の6
下壁、畳等に損傷を受け居住又は使用目的を損じ、修理又は取替を必要とする場合で、当該家屋の10分の2以上10分の4未満の価格を減じたとき	10分の4

- ② その者の所有に係る固定資産につき、災害により損害を受けた者に対し

⑨－10 【不動産取得税の減免】

ては、次の区分により軽減し、又は免除することができる。

(ア) 農地又は宅地以外の土地

①の(ア)

(イ) 償却資産

①の(イ)に準ずる。

2 代替家屋に係る固定資産税等の軽減

災害により滅失又は損壊した家屋（以下、「被災家屋」といいます）の所有者が、被災家屋に変わる家屋（以下、「代替家屋」といいます）を取得等した場合、代替家屋が取得等された日の属する年の翌年から4年度分の代替家屋の固定資産税及び都市計画税が被災家屋の床面積相当分の2分の1減額されます（地方税法352条の3、702条の4の2）。

⑨－10 【不動産取得税の減免】

Q 災害により不動産に被害を受けた場合に、不動産取得税が軽減又は免除されることはありますか。

A

取得した不動産がその取得の直後に災害により滅失又は損壊した場合や災害により滅失又は損壊した不動産に代わる不動産を取得した場合には、不動産取得税が軽減又は免除される可能性があります。

地方税法では、都道府県知事が、天災その他特別の事情がある場合において不動産取得税の減免を必要とすると認める者について、都道府県の条例の定めるところにより、不動産取得税を減免することができることとされています（地方税法73条の31）。

そのため、不動産取得税の具体的な減免の基準や手続等については、各都道

府県の条例等の定めによることになりますが、取得した不動産がその取得の直後に災害により滅失又は損壊した場合における当該不動産の取得や、災害により滅失又は損壊した不動産に代わる不動産の取得について、不動産取得税を減免することができることとされていることが多いようです。詳しくは、各都道府県のウェブサイト等を確認してください。

⑨－11 【自動車税の減免】

Q 災害により自動車に被害を受けた場合、自動車税が軽減又は免除されることはありますか。

A

1 被災した自動車に係る自動車税の減免

災害により自動車に被害を受けた場合には、自動車税の環境性能割及び種別割が軽減又は免除される可能性があります。

地方税法では、都道府県知事が、天災その他特別の事情がある場合において減免を必要とすると認める者について、都道府県の条例で定めるところにより、自動車税の環境性能割及び種別割を減免することができることとされています（地方税法 167 条、177 条の 17）。

そのため、自動車税の環境性能割や種別割の具体的な減免の基準や手続等については、各都道府県の条例等の定めによることになりますが、環境性能割については、取得した自動車がその取得の直後に災害により滅失又は損壊した場合における当該自動車の取得や、災害により滅失又は損壊した自動車に代わる自動車の取得について減免することとされていることが多く、種別割については、災害により運転することができなくなった場合に、運行できなかった期間に応じて減免することとされていることが多いようです。詳しくは、各都道府

⑨-12【住宅ローン控除の特例】

県のウェブサイト等において確認をするか、各都道府県の担当部署に問い合わせください。

2 滅失等した自動車の登録抹消

自動車税の種別割の賦課期日は4月1日ですが（地方税法177条の8）、賦課期日後であっても納税義務が消滅した場合には、消滅した月まで月割で課税されることとされています（同法177条の10第2項）。

したがって、災害により自動車が滅失等した場合には、速やかに登録の抹消手続きをすることによって、その後の納税義務を免れることができることになります。

⑨-12【住宅ローン控除の特例】

Q 災害で自宅が全損してしまいました。住宅ローンは残っているのですが、住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）の適用を受けることはできないのでしょうか。

A

1 居住要件の緩和

住宅ローン控除の適用を受けるためには、原則として、適用を受ける家屋にその年の12月31日まで引き続き居住していることが必要とされている（租税特別措置法41条1項）のですが、その家屋が災害により居住の用に供することができなくなった場合には、一定の事由に該当する場合を除き、その家屋について住宅ローン控除の適用を受けることができるとされています（同条32項）。

なお、災害により家屋の一部が損壊した場合において、その補修工事等のた

めに一時的にその家屋を居住の用に供しないこととなる期間があった場合であっても、その期間は引き続き居住の用に供しているものとして取り扱われることにされています（租税特別措置法関係通達 41-2）。

2 住宅ローン控除の重複適用

新たに家屋を取得等して、その家屋について住宅ローン控除の適用を受けた場合には、原則として、災害により居住の用に供することができなくなった家屋について住宅ローン控除の適用を受けることはできなくなるのですが、災害により居住の用に供することができなくなった家屋が、被災者生活再建支援法が適用された市区町村の区域内に所在する家屋である場合には、新たに取得等した家屋と災害により居住の用に供することができなくなった家屋について重複して住宅ローン控除の適用を受けることができることとされています（租税特別措置法 41 条 32 項 3 号）。

なお、災害によって住宅ローンを返済することができなくなった場合の債務整理に関する「自然災害被災者債務整理ガイドライン」については、④-36～54 に記載されていますので、そちらを確認してください。

⑨-13 【住宅取得等資金の贈与税の非課税】

Q 災害により親から贈与を受けて新築した自宅が全損して居住することができなくなってしまったのですが、その贈与について住宅取得等資金の贈与税の非課税の適用を受けることはできるのでしょうか。また、改めて自宅を新築するために親から贈与を受けた場合、その贈与について住宅等取得資金の贈与税の非課税の適用を受けることはできるのでしょうか。

A

1 居住要件の緩和

住宅取得等資金の贈与税の非課税の適用を受けるためには、原則として、①贈与を受けた年の翌年3月15日までに、贈与を受けた住宅等取得資金により住宅用家屋を新築等することや、②贈与を受けた年の翌年3月15日までにその家屋に居住すること又は同日後遅滞なくその家屋に居住することが確実であると見込まれていることが必要とされており（租税特別措置法70条の2第1項）、贈与を受けた年の翌年3月15日までにその家屋に居住することが確実であると見込まれるとして、住宅等取得資金の贈与税の非課税の適用を受けた者が、その年の12月31日までにその家屋に居住しなかったときには、原則として、その適用はないものとして修正申告をすることが必要とされています（同条4項）。

しかし、贈与を受けた住宅等取得資金により新築等した家屋が災害により滅失したことによって居住することができなくなった場合には、上記のような居住の要件が免除されて、住宅等資金の贈与税の非課税の適用を受けることができることとされています（租税特別措置法70条の2第8項）。

また、家屋が滅失しなかった場合でも、災害に基因するやむを得ない事情により、贈与を受けた年の翌年3月15日までに家屋を新築等することができなかった場合や、その年の12月31日までにその家屋に居住することができな

った場合には、その期限が1年延長されることとされています（租税特別措置法70条の2第10項、11項）。

2 非課税限度額要件の緩和

すでに住宅取得等資金の贈与税の非課税の適用を受けたことがある者が、改めて住宅取得等資金の贈与税の非課税の適用を受けようとする場合には、原則として、非課税限度額の算定にあたり、すでに適用を受けた金額を控除すべきこととされている（租税特別措置法70条の2第1項）のですが、住宅等取得等資金の贈与税の非課税の適用を受けて新築等をした家屋が被災者生活再建支援法2条2号に規定する政令で定める自然災害により滅失した場合において、その者が新たに贈与を受けて住宅用の家屋の新築等をする場合には、非課税限度額の算定にあたり、すでに適用を受けた金額を控除する必要がないものとされています（同条12項）。

⑨－14【申告、納付等の期限の延長】

Q 災害があった場合に税金の申告、納付等の期限は延長されないのでしょうか。

A

1 国税の申告、納付等の期限の延長

国税については、災害その他やむを得ない理由により期限までに申告、納付等を行うことができないと認められるときは、その理由がやんだ日から2か月以内に限り、その期限が延長されることとされています（国税通則法11条）。そして、この災害等による期限の延長には、次のとおり、①地域指定による期限の延長、②対象者指定による期限の延長及び③個別指定による期限の延長が

⑨-14 【申告、納付等の期限の延長】

あります（ただし、②対象者指定による期限の延長は、期限間際に e-Tax が使用不能となるなどの事象が発生した場合を想定したものであるようです）。

① 地域指定による期限の延長

災害その他やむをえない理由によって、都道府県の全部又は一部にわたって期限までに申告や納付等を行うことができないと認められる場合には、地域及び期日を指定して申告、納付等の期限が延長されます（国税通則法施行令3条1項）。

② 対象者指定による期限の延長

災害その他やむを得ない理由によって、期限までに申告、納付等を行うことができない者が多数に上ると認められる場合には、その対象者及び期日を指定して申告、納付等の期限が延長されます（国税通則法施行令3条2項）。

③ 個別指定による期限の延長

災害その他やむを得ない理由により、期限までに申告、納付等を行うことができないと認められる場合には、納税者からの申請により、期日を指定して申告、納付等の期限が延長されます（国税通則法施行令3条3項）。

なお、①地域指定による期限の延長と②対象者指定による期限の延長については、指定の対象となれば当然に期限が延長されることになるため、期限延長の申請手続をする必要はありませんが、③個別指定による期限の延長については、やむを得ない理由がやんだ後相当期間内に、その理由を記載した書面により所轄の税務署長に期限延長の申請をすることが必要となります（国税通則法施行令3条4項）。

また、①地域指定による期限の延長は、指定された地域に納税地がある場合に適用されるのですが、相続税については、相続税法62条1項の規定にかかわらず、納税義務者である相続人の住所地ではなく、被相続人の死亡当時の住所地が納税地となります（相続税法附則3号）ので、ご注意ください。

2 地方税の申告、納付等の期限の延長

地方税についても、災害その他やむを得ない理由により、期限までに申告、納付等を行うことができないと認められるときは、その期限が延長されることとされており（地方税法20条の5の2第1項、2項）、その内容は、基本的に国

税の申告、納付等の期限の延長と同様です。

⑨-15【納税の猶予】

Q 災害による被害を受けた場合、納税を猶予してもらうことはできないのでしょうか。

A

1 国税の納税の猶予

国税については、①災害により財産につき相当の損失を受けた場合や②災害等により国税を一時に納付することができないと認められる場合には、納税者の申請に基づき、納税の猶予が認められます（国税通則法 46 条 1 項、2 項）。

まず、①災害により財産につき相当の損失を受けた場合には、損失を受けた日以後 1 年以内に納付すべき一定の国税について、納税の猶予が認められます（国税通則法 46 条 1 項）。この納税の猶予の申請は、災害のやんだ日から 2 か月以内にしなければならず、猶予期間は、損失の程度に応じて 1 年以内であって延長は認められません（同項）。なお、「相当の損失」を受けた場合というのは、災害による損失の額が納税者の全積極財産の価額に占める割合がおおむね 20% 以上の場合をいうものとされています（国税通則法基本通達（徴収部関係）第 46 条関係 2）。

次に、②災害等により国税を一時に納付することができないと認められる場合には、その納付することができないと認められる金額を限度として、納税の猶予が認められます（国税通則法 46 条 2 項）。ただし、原則として、猶予を受けようとする金額に相当する担保の提供が必要となります（同条 5 項）。この納税の猶予の申請に期限はなく、猶予期間は、原則として 1 年以内です（同条 2 項）が、猶予期間内に納付ができないやむを得ない理由がある場合には、す

⑨-16 【寄附金の所得控除と税額控除】

で認められている猶予期間と合わせて2年を超えない期間内で、猶予期間の延長を受けることができます（同条7項）。なお、①の場合の納税の猶予を受けた後に②の場合の納税の猶予を受けることも可能ですので、その場合には最長3年間の納税の猶予を受けることができますことになります。

2 地方税の納税の猶予

地方税については、災害等により地方税を一時に納付することができないと認められる場合に、納税者の申請に基づき、その納付することができないと認められる金額を限度として、その徴収の猶予が認められることとされています（地方税法15条1項、2項）。その内容は、国税についての上記1の②の場合の納税の猶予と基本的に同様です。

⑨-16 【寄附金の所得控除と税額控除】

Q 個人が被災者を支援するために寄附をした場合に税務上の特典はありますか。

A

1 所得控除

個人が「特定寄附金」を支出した場合には、その「特定寄附金」の合計額（所得金額の40%相当額を超える場合には所得金額の40%相当額）から2000円を控除した金額を、所得金額から控除することができます（所得税法78条1項）。「特定寄附金」には次のような寄附金が含まれます（同条2項、租税特別措置法41の18の2第1項）。

- ① 国又は地方公共団体に対する寄附金
- ② 公益社団法人、公益財団法人その他公益を目的とする事業を行う法人又

は団体に対する寄附金で、広く一般に募集され、かつ公共性及び緊急性が高いものとして、財務大臣が指定したもの

- ③ 公共法人等のうち、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものと認められた特定公益増進法人に対する寄附金で、その法人の主たる目的である業務に関連するもの
- ④ 主務大臣の証明を受けた特定公益信託のうち、その目的が教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与すると認められる一定の公益信託の信託財産とするために支出した金銭
- ⑤ 認定特定非営利活動法人に対する寄附金で、その法人が行う特定非営利活動に関連するもの
- ⑥ 政治活動に関する寄附金のうち一定のもの

2 所得税の税額控除

個人が上記1の⑤の寄附金を支出した場合、公益社団法人等に対して上記1の③の寄附金を支出した場合、または政党、政治資金団体に対して上記1の⑥の寄附金を支出した場合には、その寄附金の合計額（所得金額の40%相当額を超える場合には所得金額の40%相当額）から2000円を控除した残額に40%を乗じた金額（所得税額の25%相当額を超える場合には所得税額の25%相当額）を、所得税額から控除することができます（同2項、41条の18の3第1項）。

なお、同じ寄附金について、上記1の所得控除と上記の税額控除を重複して適用することはできませんので、どちらか有利な方を選ぶことが必要となります。

3 住民税の税額控除

個人が次のような寄附金を支出した場合には、それらの寄附金の合計額（所得金額の30%相当額を超える場合には所得金額の30%相当額）から2000円を控除した金額に10%を乗じた金額を、住民税額から控除することができます（地方税法37条の2、314条の7）。

- ① 都道府県や市区町村に対する寄附金
- ② 住所地の都道府県共同募金会又は日本赤十字社支部に対する寄附金

⑨-17 【寄付金の損金算入】

③ 都道府県・市町村が条例で指定する寄附金

⑨-17 【寄付金の損金算入】

Q 法人が被災者を支援するための寄附をした場合に税務上の特典はありますか。

A

1 指定寄付金の損金算入

法人が、国や地方公共団体に寄附金を支出した場合や「指定寄付金」を支出した場合、それらの寄附金の全額を損金の額に算入することができます（法人税法 37 条 3 項）。「指定寄付金」とは、広く一般に募集され、公益の増進に寄与するための支出で緊急を要するものに充てられることが確実であるものとして、財務大臣が指定したものをいい（同項 2 号）、大きな災害があった場合には、その災害支援のための寄附金が「指定寄付金」に指定されています（例：平成 23 年 3 月 15 日財務省告示 84 号、平成 28 年 5 月 13 日財務省告示 158 号）。詳しくは、財務省ウェブサイト「税制関係の主な告示」〈https://www.mof.go.jp/tax_policy/reference/zeihou_kokuji.html〉を確認してください。

2 公益法人等に対する寄付金の損金算入

法人が、公益社団法人や公益財団法人等に対する寄附金、特定公益信託の信託財産として支出した金銭又は認定特定非営利活動法人に対する寄附金を支出した場合、それらの寄附金のうち一般の寄附金とは別枠で設けられた限度額までの金額を、損金の額に算入することができます（法人税法 37 条 4 項、法人税法施行令 77 条、租税特別措置法 66 条の 11 の 2 第 2 項）。

⑨－18 【国民年金保険料の減免】

Q 災害により被害を受けた場合に、国民年金保険料が軽減又は免除されることはありますか。

A

災害により、住宅、家財、その他の財産について、おおむね2分の1以上の損害を受けた場合には、申請により、国民年金保険料が免除されることがとされています（国民年金法90条1項4号、国民年金法施行規則77条の7第1号）。詳しくは、市区町村の担当部署又は年金事務所に問い合わせてください。

⑨－19 【国民健康保険料・国民健康保険税の減免】

Q 災害により被害を受けた場合に、国民健康保険料又は国民健康保険税が軽減又は免除されることはありますか。

A

災害により被害を受けた場合には、申請により、国民健康保険料又は国民健康保険税が軽減又は免除される可能性があります。

国民健康保険法では、市町村が、条例又は規約の定めるところにより、特別の理由がある者に対し、保険料を減免することができることとされており（国民健康保険法77条）、地方税法では、地方団体の長が、天災その他特別の事情がある場合において国民健康保険税の減免を必要とすると認める者について、各地方団体の条例の定めるところにより、国民健康保険税を減免することができることとされています（地方税法717条）。

⑨-20 【厚生年金保険料の特例】

そのため、国民健康保険料又は国民健康保険税の具体的な減免の基準や手続等については、市区町村の条例等の定めによることになりますが、前年中の所得金額が一定金額以下である場合において、所有する財産に生じた損害額がその財産の価格の一定割合以上である場合に国民健康保険料又は国民健康保険税を減免することとしていることが多いようです。詳しくは、市区町村のウェブサイト等を確認するか、市区町村の担当部署に問い合わせてください。

⑨-20 【厚生年金保険料の特例】

Q 災害で事業主が被害を受けた場合に厚生年金保険料について特例措置はありますか。

A

厚生年金保険料についても、国税と同様に、①災害により財産につき相当の損失を受けた場合や②災害等により国税を一時に納付することができないと認められる場合には、事業主の申請に基づき、納付の猶予が認められます（厚生年金保険法 89 条、国税通則法 46 条 1 項、2 項）。詳しくは、日本年金機構ウェブサイト「災害を受けた場合の納付の猶予の制度について」〈<https://www.nenkin.go.jp/service/kounen/hokenryo/nofu/20120330-02.files/1.pdf>〉及び「猶予の申請の手引き」〈<https://www.nenkin.go.jp/service/kounen/hokenryo/nofu/20120330-02.files/23.pdf>〉を確認してください。

なお、東日本大震災の時には、申請により、最長 1 年間の厚生年金保険料を免除することができる旨の特別法（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律）が制定されました。大きな災害があった場合には、そのような特別法による免除を受けることができる可能性もありますので、日本年金機構ウェブサイト等を確認してください。

⑨—21 【労働保険料の特例】

Q 災害で事業主が被害を受けた場合に労働保険料について特例措置はありますか。

A

労働保険料についても、国税と同様に、①災害により財産につき相当の損失を受けた場合や②災害等により国税を一時に納付することができないと認められる場合には、事業主の申請に基づき、納付の猶予が認められます（労働保険の保険料の徴収等に関する法律 30 条、国税通則法 46 条 1 項、2 項）。詳しくは、厚生労働省ウェブサイトの「労働保険料等を一時に納付できない方のための猶予制度について」〈https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/yyuuyo.html〉を確認してください。

なお、東日本大震災の時には、申請により、最長1年間の労働保険料を免除することができる旨の特別法（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律）が制定されました。大きな災害があった場合には、そのような特別法による免除を受けることができる可能性もありますので、厚生労働省ウェブサイト等を確認してください。

